

裏磐梯観光協会加盟施設利用券 ご利用に関するお知らせ



ふるさと納税の制度見直しにより、
「**2024年10月1日以降の寄附**」で受け取られた
施設利用券の利用金額に制限が設けられます。

ご宿泊料金から宿泊券を利用できる金額は
1名1泊あたり5万円まで

下記（１）、（２）いずれかのチケットが対象となります。

- （１）利用期限が「2026年3月31日まで」のチケットで
「2024年10月から制限あり」の記載がある



- （２）利用期限が「2027年3月31日まで」のチケット

皆様にはご迷惑をおかけしますが、
ご理解ご協力の程よろしく願いいたします。

問い合わせ：北塩原村役場総務企画課企画室

☎0241-23-3112